

経済危機対策における税制上の措置

平成 21 年 4 月 9 日

自由民主党

公 明 党

需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行う。

< 具体的施策 >

住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成 22 年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500 万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の特例に非課税枠にあわせて適用可能とする。

中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額を 400 万円から 600 万円に引き上げる。

研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に 20 歳以上の者がその直系尊属である者から受ける自らの居住用家屋の取得に充てるための金銭の贈与については、当該期間を通じて 5 0 0 万円まで贈与税を課さない。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来非課税枠にあわせて適用可能とする。

(注) 居住用家屋の取得とは、自ら居住する主たる居住用家屋の取得に限り、同時に取得する敷地及び居住用家屋の増改築を含むほか、その具体的要件の詳細は、現行の住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例と同様とする。

中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる。

研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、以下のとおり所要の整備を行う。

(1) 平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる。

(2) 平成23年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とする。

(3) 平成24年度に開始した事業年度の特例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とする。

(4) その他所要の規定の整備

上記(1)から(3)までの措置の改正に伴い、一事業年度において複数の法人税の特別税額控除制度の適用を受けられる場合には、これらの特別税額控除制度による控除税額の合計額のうち、当期の法人税額を超える部分の金額は、繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることを明確化する。